

2. 公正取引委員会の動き

主な報道発表（令和3年1月1日～3月23日）

月 日	発表内容	頁
独占禁止法		
1月14日	グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合に関する審査結果について	23
1月29日	「適正な電力取引についての指針（改定案）」及び「需給調整市場ガイドライン（制定案）」に対する意見募集について	24
1月29日	「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法の考え方について」の改正（案）に対する意見募集について	25
1月29日	株式会社山陽マルナカに対する再審決について（食品、日用雑貨品、衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件）	26
2月10日	レンゴー株式会社ほか1名に対する審決について（大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件）	27
2月10日	レンゴー株式会社ほか36名に対する審決について（東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件）	28
2月19日	マイナミ空港サービス株式会社に対する課徴金納付命令について	29
2月25日	「適正なガス取引についての指針」の改定について	30
3月12日	ビー・エム・ダブリュー株式会社から申請があった確約計画の認定について	31
下請法		
3月19日	マツダ株式会社に対する勧告について	32
景品表示法		
3月23日	ティーライフ株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について	34
実態調査		
2月17日	デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査（デジタル広告分野）について（最終報告）	35

その他		
1月20日	有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見について	38
2月9日	開発途上国に対する独占禁止法及び競争政策に関する集団技術研修の実施について	40
3月1日	第217回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について	42

独占禁止法（企業結合）

令和3年1月14日公表

グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合に関する審査結果について

本件は、米国に本社を置くグーグル・エルエルシー（法人番号3700150072195）（以下「Google」といい、Googleの最終親会社であるアルファベット・インク〔本社米国〕と既に結合関係を有する企業の集団を「Google グループ」といいます。Google グループは、主にデジタル広告事業、インターネット検索事業、クラウドサービス事業、ソフトウェア提供事業及びハードウェア提供事業を営んでいます。）と、同じく米国に本社を置き主に腕時計型ウェアラブル端末の製造販売業を営むフィットビット・インク（以下「Fitbit」といい、Fitbit と既に結合関係を有する企業の集団を「Fitbit グループ」といいます。また、Google グループとFitbit グループを併せて「当事会社グループ」といいます。）が、Google が新たに設立した子会社を消滅会社、Fitbit を存続会社として合併した後、Google が Fitbit の株式に係る議決権の全部を取得すること（以下「本件行為」といいます。）を計画したものです。

本件行為は独占禁止法第10条第2項及び第15条第2項に規定する届出要件を満たしていませんでしたが、買収に係る対価の総額が大きく、かつ、本件行為が国内の需要者に影響を与えると見込まれたことから、公正取引委員会は、本件行為に係る企業結合審査を行うこととしました。その結果、当事会社グループが申し出た問題解消措置を講ずることを前提とすれば、本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められたので、本件審査を終了しました。

本件行為については、欧州委員会等の海外競争当局も審査を行っており、当委員会は、欧州委員会等との間で情報交換を行いつつ審査を進めました。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→1月→（令和3年1月14日）グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合に関する審査結果について

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jan/210114.html>）を御覧ください。

「適正な電力取引についての指針（改定案）」及び 「需給調整市場ガイドライン（制定案）」に対する意見募集について

公正取引委員会と経済産業省は共同して、平成11年12月、電力市場における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法又は電気事業法上問題となる行為等を明らかにした「適正な電力取引についての指針」を作成・公表し、これまで制度改革等に伴い、同指針の改定を行ってきました。

今般、本年4月に予定されている需給調整市場の開設等に伴い、共同して本指針の改定案を作成するとともに、経済産業省において「需給調整市場ガイドライン」の制定案を作成いたしました。

公正取引委員会と経済産業省は、別紙^(注1)「適正な電力取引についての指針」改定案（新旧対照表）及び「需給調整市場ガイドライン」制定案について、関係各方面から意見を募集しました^(注2)。

(注1)別紙については公取委HPを御確認ください。

(注2)意見募集については令和3年2月28日（日）で終了しています。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→1月→（令和3年1月29日）「適正な電力取引についての指針（改定案）」及び「需給調整市場ガイドライン（制定案）」に対する意見募集について

（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jan/210129_denryokugl.html）を御覧ください。

独占禁止法

令和3年1月29日公表

「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」の改正（案）に対する意見募集について

公正取引委員会は、フランチャイザー（以下「本部」といいます。）とフランチャイジー（以下「加盟者」といいます。）との取引において、どのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体的に明らかにすることにより、本部の独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な事業活動の展開に役立てるために、「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」（平成14年4月24日公正取引委員会。以下「フランチャイズ・ガイドライン」といいます。）を策定し、公表しています。

また、公正取引委員会は、フランチャイズ・システムを用いて事業活動を行うコンビニエンスストアの本部と加盟者との取引等について、24時間営業をはじめとして、これまでのコンビニエンスストアの本部と加盟者との在り方を見直すような動きが生じていることなどを受けて、両者の取引の実態を把握すべく、我が国に所在する大手コンビニエンスストアチェーンの全ての加盟者を対象とした初めての大規模実態調査を行い、令和2年9月に調査報告書を公表しました（注1）。当該調査の結果、コンビニエンスストアの本部と加盟者との取引においては、今なお多くの取り組むべき課題があることが明らかとなったため、公正取引委員会は、当該課題を踏まえて、別紙（注2）のとおりフランチャイズ・ガイドラインを改正することを予定しています。

公正取引委員会は、当該改正箇所について、関係各方面から意見を募集しました（注3）。

（注1）「コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査について」

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/sep/200902_1.html

（注2）別紙については公取委HPを御確認ください。

（注3）意見募集については令和3年3月1日（月）で終了しています。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→1月→（令和3年1月29日）フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」の改正（案）に対する意見募集について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jan/210129fcglpc.html>）を御覧ください。

独占禁止法（優越的地位の濫用）

令和3年1月29日公表

株式会社山陽マルナカに対する再審決について（食品、日用雑貨品、衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件）

公正取引委員会は、被審人株式会社山陽マルナカ（以下「被審人」といいます。）に対し、平成23年10月19日、審判手続を開始し、平成31年2月20日、独占禁止法の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）による改正前の独占禁止法（以下「独占禁止法」といいます。）第66条第2項及び第3項の規定に基づき、平成23年6月22日付けの排除措置命令（平成23年（措）第5号。以下「本件排除措置命令」といいます。）を変更するとともに、同日付けの課徴金納付命令（平成23年（納）第87号。以下「本件課徴金納付命令」といいます。）の一部を取り消し、その余の審判請求をいずれも棄却する旨の審決（以下「第1次審決」といいます。）を行いました。これに対し、被審人は、同年3月22日、審決取消訴訟を東京高等裁判所に提起したところ、令和2年12月11日、同裁判所は第1次審決（審判請求排斥部分）を取り消す旨の判決をし、同月25日の経過をもって同判決は確定しました。

当委員会は、独占禁止法第82条第2項の規定に基づき、上記判決の趣旨に従い、改めて、令和3年1月27日、本件排除措置命令及び本件課徴金納付命令の全部を取り消す旨の審決を行いました。

【本件の経緯】

平成23年	6月22日	本件排除措置命令・本件課徴金納付命令
	8月17日	被審人から本件排除措置命令・本件課徴金納付命令に対して審判請求
	10月19日	審判手続開始
	11月30日	第1回審判
		↓
平成28年	2月16日	第14回審判（審判手続終結）
平成30年	1月23日	審決案送達
	2月5日	被審人から審決案に対する異議の申立て及び委員会に対する直接陳述の申出
	4月17日	直接陳述の聴取
平成31年	2月20日	第1次審決（本件排除措置命令の変更及び本件課徴金納付命令の一部取消し）
	3月22日	被審人から審決（審判請求排斥部分）取消請求訴訟提起
令和 元年	9月13日	第1回口頭弁論
		↓
令和 2年	9月25日	第3回口頭弁論（弁論終結）
	12月11日	判決言渡し（第1次審決のうち主文第1項及び第3項〔審判請求排斥部分〕の取消し）
	12月25日	同日の経過により上記判決の確定
令和 3年	1月27日	審決（本件排除措置命令・本件課徴金納付命令の全部取消し）

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→1月→（令和3年1月29日） 株式会社山陽マルナカに対する再審決について（食品、日用雑貨品、衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件）

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jan/210129.html>）を御覧ください。

レンゴー株式会社ほか1名に対する審決について（大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件）

公正取引委員会は、レンゴー株式会社ほか1名（以下「被審人ら」といいます。）に対し、平成26年11月7日、審判手続を開始し、以後、審判官をして審判手続を行わせてきたところ、令和3年2月8日、被審人らに対し、独占禁止法の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）による改正前の独占禁止法第66条第2項及び第3項の規定に基づき、被審人らに対する課徴金納付命令の一部をそれぞれ取り消し、その余の審判請求を棄却する旨の審決を行いました。

1 被審人らの概要

事業者名	本店所在地
レンゴー株式会社	大阪市福島区大開四丁目1番186号
株式会社トーモク	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

2 被審人らの審判請求の趣旨

(1) 被審人レンゴー株式会社（以下「被審人レンゴー」といいます。）

- ・平成26年（措）第13号排除措置命令の全部の取消しを求める。
- ・平成26年（納）第222号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。

(2) 被審人株式会社トーモク（以下「被審人トーモク」といいます。）

- ・平成26年（措）第13号排除措置命令の全部の取消しを求める。
- ・平成26年（納）第223号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。

3 主文の内容

- (1) 平成26年6月19日付け課徴金納付命令（平成26年（納）第222号）のうち、被審人レンゴーに対し、10億6758万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。
- (2) 平成26年6月19日付け課徴金納付命令（平成26年（納）第223号）のうち、被審人トーモクに対し、6億363万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。
- (3) 被審人らのその余の審判請求をいずれも棄却する。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→2月→（令和3年2月10日）レンゴー株式会社ほか1名に対する審決について（大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件）

（[https:// www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/feb/210210_2.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/feb/210210_2.html)）を御覧ください。

レンゴー株式会社ほか36名に対する審決について

（東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件）

公正取引委員会は、レンゴー株式会社ほか36名（以下「被審人ら」といいます。）に対し、平成26年11月7日、審判手続を開始し、以後、審判官をして審判手続を行わせてきたところ、令和3年2月8日、被審人らに対し、独占禁止法の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）による改正前の独占禁止法第66条第2項及び第3項の規定に基づき、被審人王子コンテナ株式会社、被審人福野段ボール工業株式会社、被審人北海道森紙業株式会社及び被審人浅野段ボール株式会社に対する課徴金納付命令の一部をそれぞれ取り消し、その余の審判請求を棄却する旨の審決を行いました。

【主文の内容】

- 1 (1) 平成26年6月19日付け課徴金納付命令（平成26年（納）第116号）のうち、被審人王子コンテナ株式会社（以下「被審人王子コンテナ」といいます。）に対し、4億8642万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。
(2) 平成26年6月19日付け課徴金納付命令（平成26年（納）第140号）のうち、被審人福野段ボール工業株式会社（以下「被審人福野段ボール工業」といいます。）に対し、1050万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。
- 2 (1) 平成26年6月19日付け課徴金納付命令（平成26年（納）第163号）のうち、被審人王子コンテナに対し、12億8673万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。
(2) 平成26年6月19日付け課徴金納付命令（平成26年（納）第173号）のうち、被審人北海道森紙業株式会社（以下「被審人北海道森紙業」といいます。）に対し、6586万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。
(3) 平成26年6月19日付け課徴金納付命令（平成26年（納）第191号）のうち、被審人浅野段ボール株式会社（以下「被審人浅野段ボール」といいます。）に対し、2904万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。
- 3 被審人王子コンテナ、被審人福野段ボール工業、被審人北海道森紙業及び被審人浅野段ボールのその余の審判請求並びにその余の被審人らの審判請求をいずれも棄却する。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→2月→（令和3年2月10日）レンゴー株式会社ほか36名に対する審決について（東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件）

（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/feb/210210_1.html）を御覧ください。

マイナミ空港サービス株式会社に対する課徴金納付命令について

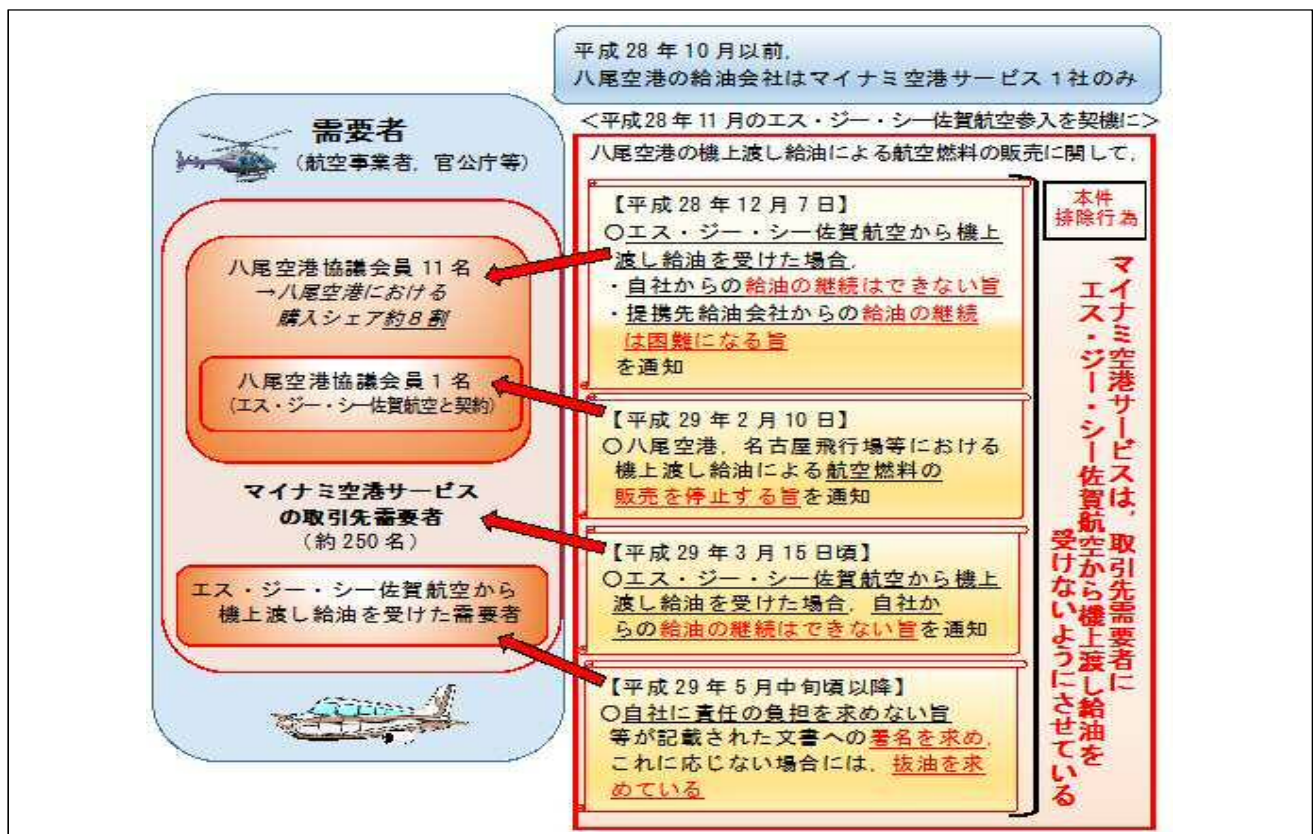
公正取引委員会は、マイナミ空港サービス株式会社（以下「マイナミ空港サービス」といいます。）に対し、独占禁止法の規定に基づき課徴金納付命令を行いました。

本件は、マイナミ空港サービスが、独占禁止法第3条（私的独占の禁止）の規定に違反する行為を行っていた^{（注）}ことについて、課徴金の納付を命じたものです。

なお、平成21年独占禁止法改正法（平成22年1月1日施行）により、独占禁止法第3条（私的独占の禁止）の規定に違反する行為であって、他の事業者の事業活動を排除することによるもの（排除型私的独占）に対する課徴金制度が導入されたところ、本件は、排除型私的独占に対して課徴金の納付を命じた初めての事件です。

（注）公正取引委員会は、当該違反行為を行っていたマイナミ空港サービスに対して、令和2年7月7日、独占禁止法の規定に基づき、当該違反行為の取りやめなどを命じる排除措置命令を行いました。

マイナミ空港サービスは、排除措置命令に基づく措置を採ることにより、令和2年8月21日以降、当該違反行為を取りやめています。



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→2月→（令和3年2月19日）マイナミ空港サービス株式会社に対する課徴金納付命令について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/feb/210219.html>）を御覧ください。

「適正なガス取引についての指針」の改定について

1 公正取引委員会と経済産業省は共同して、平成12年3月、ガス市場における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法上又はガス事業法上問題となる行為等を明らかにした「適正なガス取引についての指針」を作成・公表し、これまで制度改革等に伴い本指針の改定を行ってきました。

今般、令和元年6月公表の「小売全面自由化後の都市ガス事業分野における実態調査報告書について」や令和2年6月公表の「大阪瓦斯株式会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について」等の内容を踏まえ、共同して本指針の改定を行い、これを公表することとしました（改定指針については別紙1（注）、新旧対照表については別紙2（注）を参照してください。）。

2 今回の改定に当たっては、昨年12月25日に改定案を公表し、本年1月29日を期限として、関係各方面から広く意見を募集したところ、4件の意見が提出されました。提出された意見を慎重に検討した結果、改定案を一部修正することとしました（意見の概要及びそれに対する考え方については別紙3（注）、改定案の一部修正については別紙4（注）を参照してください。）。

3 公正取引委員会と経済産業省は、ガス市場における公正かつ有効な競争を確保するため、本指針を十分に周知し、事業者等による独占禁止法上又はガス事業法上問題となる行為の未然防止等に役立てるとともに、引き続き、両法を適正に運用してまいります。

（注）別紙1ないし別紙4については公取委HPを御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→2月→（令和3年2月25日）「適正なガス取引についての指針」の改定について

（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/feb/210225_gasgl.html）を御覧ください。

独占禁止法（優越的地位の濫用）

令和3年3月12日公表

ビー・エム・ダブリュー株式会社から申請があった確約計画の認定について

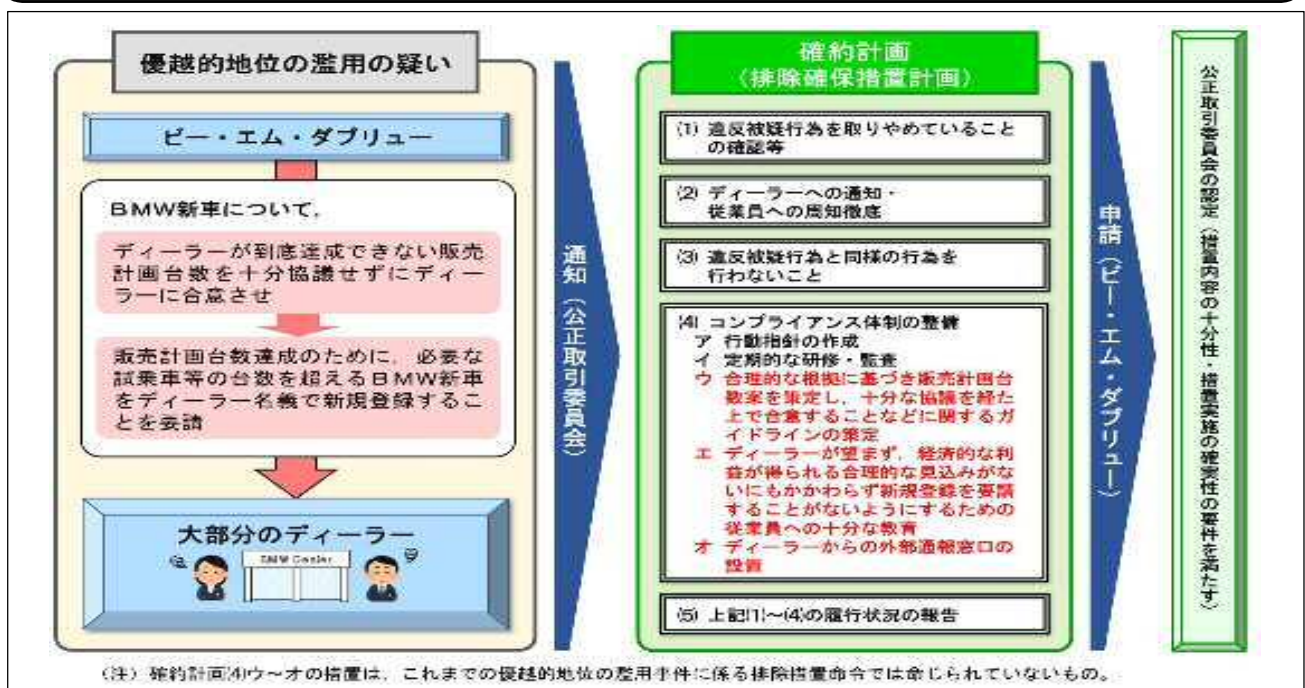
公正取引委員会は、ビー・エム・ダブリュー株式会社（以下「BMW」といいます。）から独占禁止法第48条の7第1項の規定に基づき申請された確約計画が、独占禁止法の規定に違反する疑いのある後記2の行為が排除されたことを確保するために十分なものであり、かつ、その内容が確実に実施されると見込まれるものであると認め、同法第48条の7第3項の規定に基づき当該計画を認定^{（注1）（注2）}しました。

当該申請は、公正取引委員会が同法第48条の6の規定に基づき令和2年12月14日に行った、BMWの行為が同法第19条（同法第2条第9項第5号〔優越的地位の濫用〕）の規定に違反する疑いがある旨の通知を受けたBMWによって、確約計画の認定を求めてなされたものです。

なお、本認定は、公正取引委員会がBMWの当該行為が独占禁止法の規定に違反することを認定したものではありません。

（注1）確約計画の認定は、確約手続に係る通知を受けた事業者から申請された確約計画を公正取引委員会が認定するという、独占禁止法に基づく行政処分です。

（注2）公正取引委員会は、認定した確約計画に従って確約計画が実施されていないなどの場合には、独占禁止法第48条の9第1項の規定により当該認定を取り消し、確約手続に係る通知を行う前の調査を再開することとなります。



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→3月→（令和3年3月12日）ビー・エム・ダブリュー株式会社から申請があった確約計画の認定について
(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210312.html>) を御覧ください。

下請法（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）

令和3年3月19日公表

マツダ株式会社に対する勧告について

公正取引委員会は、マツダ株式会社（以下「マツダ」といいます。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、下請法第7条第3項の規定に基づき、同社に対し勧告を行いました。

違反事実の概要

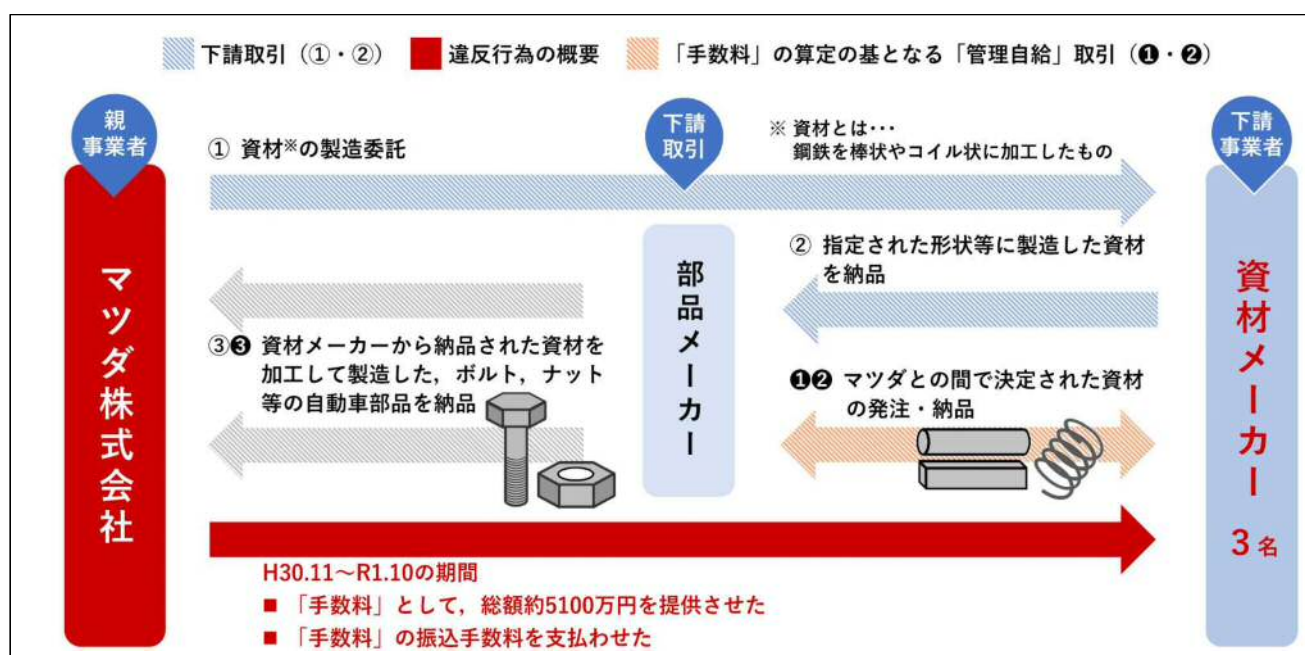
マツダは、下請事業者に対し、自社が販売する自動車等の原材料たる資材の製造を委託している。

マツダは、次のア及びイの行為により、自己のために経済上の利益を提供させることによって、下請事業者の利益を不当に害していた。提供させた金額は、総額5112万3981円である（下請事業者3名）。

ア マツダは、下請事業者に対し、提供させる金銭の算出根拠及び使途について明確にせず、「手数料」として、平成30年11月から令和元年10月までの間、金銭を提供させ、当該金銭に対応する何らの給付又は役務を提供することなく、自社の事業に係る各種取引の支払等に充てていた。

イ マツダは、下請事業者に対し、前記アの「手数料」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で提供させた際に、振込手数料を支払わせていた。

なお、マツダは、令和3年3月2日、下請事業者に対し、前記ア及びイの行為により提供させた金額を支払っている。



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→3月→(令和3年3月19日)マツダ株式会社に対する勧告について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/index.html>) を御覧ください。

ティーライフ株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、ティーライフ株式会社に対し、同社が供給する「メタボメ茶」と称するポット用ティーバッグ30個入りの食品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局中部事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

実際の表示（一部）



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→3月→（令和3年3月23日） ティーライフ株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について (<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210323.html>) を御覧ください。

デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査(デジタル広告分野)について(最終報告)

第1 調査主旨等

消費者から提供される個人情報等の様々なデータを集積・利用したデジタル広告事業は、デジタル・プラットフォーム事業者の収益源として大きな存在となっています。また、デジタル・プラットフォーム事業者は、デジタル広告について、掲載メディア（媒体社）と広告出稿者（広告主、広告代理店）を結びつけるプラットフォームとして重要な役割を担っています。一方で従来から広告事業により収益を得ていたメディア（媒体社）にとっては、収益構造の変化を余儀なくされており、デジタル広告に関するデジタル・プラットフォーム事業者の事業の在り方がメディアの事業に大きな影響を及ぼすようになっていきます。

こうした状況を踏まえ、デジタル広告分野におけるデジタル・プラットフォーム事業者を取り巻く取引実態や競争の状況を明らかにし、指摘される問題及びそれに対する独占禁止法上又は競争政策上の考え方を示すことで、当該分野における独占禁止法違反行為の未然防止や関係者による公正かつ自由な競争環境の確保に向けた取組を促進するため、公正取引委員会はデジタル広告の取引実態に関する調査を実施することとしました。

1 調査対象

デジタル広告の掲載メディア（媒体社）、広告出稿者（広告主・広告代理店）及び広告仲介事業者等がデジタル・プラットフォーム事業者と行う取引について調査を実施しました。

2 調査方法

(1) 事業者及び消費者向けアンケート調査（注1）

令和2年2月から同年3月までにかけて、デジタル広告分野のデジタル・プラットフォーム事業者と直接・間接に取引関係がある事業者を、①広告主・広告代理店、②広告仲介事業者及び③媒体社の3つのカテゴリーに分け、それぞれに対して、デジタル・プラットフォーム事業者との取引等に関するアンケート調査を行いました。

また、検索連動型広告とSNS等における広告について、消費者の無料サービスや表示される広告に対する受け止め、ユーザーデータの利活用の理解の程度などを、調査会社の消費者モニターに対するアンケートの形で調査しました。

（注1）

「デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査(デジタル広告分野)について(中間報告)」(令和2年4月28日)

(2) 聴取調査

89 名（広告主、広告代理店、広告仲介事業者、媒体社等の事業者及び事業者団体 78 名、デジタル・プラットフォーム事業者 5 名、有識者 6 名）に対して実施しました。

(3) 情報提供窓口を通じた調査

公正取引委員会のウェブサイト上において、21 件の情報提供を受けました（令和 3 年 2 月 1 日時点）。

第 2 調査結果

報告書本体、別紙及び概要参照。（注 2）

第 3 今後の取組

- 1 本報告書で指摘したデジタル広告分野における取引実態の各論点に関するものを含め、独占禁止法上問題となる具体的な案件に接した場合には、引き続き厳正に対処していきます。
- 2 イノベーションの芽が摘まれることがないよう、デジタル分野の企業結合について、令和元年に改定したガイドライン等を踏まえ、引き続き迅速かつ的確な審査を行っていきます。
- 3 本報告書で指摘した媒体社間の競争の変化のように、デジタル・プラットフォーム事業者の台頭による影響を受けて変化する市場における競争の状況についても注視し、引き続き、デジタル分野についての実態調査を行い、消費者利益を勘案しつつ独占禁止法・競争政策上の問題を明らかにしていきます。
- 4 デジタル・プラットフォームを巡る競争環境の整備のためには独占禁止法の執行だけでなく、デジタルプラットフォーム取引透明化法^[1]その他の規律による適切な規制、データの移転・開放を実現する仕組みの導入、個人情報保護の適切な保護など様々な観点から検討・対応していく必要がある。公正取引委員会は、内閣に設置されたデジタル市場競争本部や関係省庁との連携・協力を積極的に取り組み、競争環境の整備を図っていきます。
- 5 グローバルに展開するデジタル・プラットフォーム事業者の事業活動に対しては、海外の各国・地域の競争当局も大きな関心・懸念を寄せている。公正取引委員会は、今後とも様々なレベルで、各国・地域の競争当局との意見交換を行い、また、ICN（国際競争ネットワーク）等の場を活用して継続的な協力を進めていきます。

[1] 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律

公正取引委員会は、「デジタル・プラットフォーマーに関する取引実態や利用状況についての情報提供窓口」を通じて、デジタル広告を含むデジタル・プラットフォームに関する情報の提供を引き続き受け付けておりますので、今後とも、事業者や消費者の皆様におかれましては、幅広い情報提供をお願い申し上げます。

（注2）報告書本体及び概要につきましては公取委HPにて御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→2月→（令和3年2月17日 デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査（デジタル広告分野）について（最終報告）

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/feb/210217.html>）をご覧ください。

有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見について

公正取引委員会は、毎年度、全国各地区において経済団体代表、消費者団体代表、学識経験者、報道関係者等の有識者と当委員会の委員等との懇談会を開催することで、各地区の実情や幅広い意見・要望を把握し、独占禁止法等の運用にかかっています。

これまで懇談会については、当委員会の委員等が各地区に赴いて開催してまいりましたが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策として、ウェブ会議により開催しました。

開催した地区や有識者は別紙1（注）のとおりです。また、有識者から示された主な意見の概要は以下のとおりです（地区別の主な意見は別紙2（注）のとおりです。）。

公正取引委員会としては、これらの意見を踏まえて、今後とも独占禁止法等の確な運用に努めてまいります。

1 新型コロナウイルス感染症関係について

- 働き方改革に伴う最低賃金の引上げ、同一労働同一賃金といった政策により人件費が高騰している中で、コロナ禍となっている。今後、経営コストが高くなる中で仕事が減るという困った状況になることが予想される。下請の立場にあることが多い中小企業としては、大企業から価格交渉ということで、価格の見直しを求められると受け入れざるを得ない。
- 現在のコロナ禍においては、積極的な販売促進活動を行うこともままならない状況にある。そうした中で、法律を遵守しながら、どのようにして売上げを維持していくかについて、各社とも知恵を絞っていかなければならない。

2 独占禁止法の運用について

- 平成31年に行われた「クレジットカードに関する取引実態調査」の中で、インターチェンジフィーと呼ばれる一般には見えにくい問題に焦点を当て、警鐘を鳴らしたことは評価できる。公正取引委員会の活動は、市場における公正な競争環境の確保を通じ、消費者の利益の向上を図るものであるので、引き続き、積極的な取組をお願いしたい。

3 デジタル・プラットフォーム関係について

- 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会のデジタル化は、有力なデジタル・プラットフォーム事業者の寡占化の追い風になっている。こうした中で、不公正な取引を取り締まる公正取引委員会の重要性、社会一般からの期待は大きく高まっている。デジタル・プラットフォーム事業者への対応は、日本だけでなく世界全体の課題であり、公正取引委員会の対応は世界からも注

目されている。公正取引委員会には、社会正義を実現するという立場で、社会一般に対する情報発信に努めてもらいたい。

4 下請法の運用について

- 公正取引委員会の調査は、下請事業者に対する書面調査への回答に基づいて行われることが多いが、回答した場合、いずれ見せしめとして取引を打ち切られることになるおそれがあり、中小企業である下請事業者からはなかなか声を上げにくいというのが現状である。

5 景品表示法の運用について

- マスクにおいて、表示されているサイズと実寸に差異がある商品もあり、消費者が何を基準にして商品を選べばよいのかが分かりにくくなっている。今後は、表示の分かりやすさという点にも着目していただきたい。

(注) 別紙1及び別紙2については公取委HPを御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和3年)→1月→(令和3年1月20日) 有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jan/210120minikon.html>)を御覧ください。

開発途上国に対する独占禁止法及び競争政策に関する 集団技術研修の実施について

公正取引委員会は、下記のとおり、独立行政法人国際協力機構（JICA）の協力の下、開発途上国に対する独占禁止法及び競争政策に関する集団技術研修をオンライン方式で開催することとしました。

開発途上国では、近年、競争法を導入、又はその運用を強化しようとする動きが活発化しています。本研修は、開発途上国の競争当局の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、開発途上国における競争法の導入又は運用の強化に資することを目的として開催されるものです。

当委員会は、平成6年度以降、開発途上国政府からの要請を受け、本研修を開催しており、今回で26回目となります。

- 1 期間
令和3年2月15日(月曜)～2月19日(金曜)及び3月1日(月曜)～3月5日(金曜)
- 2 開催場所
オンライン方式による開催
- 3 講師
学識経験者、公正取引委員会事務総局職員
- 4 参加者
13か国の競争当局等の職員 23名
- 5 主な研修内容
 - ・独占禁止法の規制内容に関する説明
 - ・独占禁止法違反事件に係る審査手続及び企業結合審査に関する説明
 - ・公正取引委員会の競争唱導、広報活動等に関する説明
 - ・公正取引委員会の実態調査に関する説明
 - ・公正取引委員会の国際協力の取組に関する説明
 - ・仮想事例を用いたディスカッション

参加者(五十音順)

国	参加人数
インドネシア	1 名
ウクライナ	2 名
ウズベキスタン	2 名
北マケドニア	1 名
ケニア	3 名
セルビア	1 名
タイ	3 名
バングラデシュ	2 名
フィリピン	1 名
ベトナム	1 名
マレーシア	3 名
ミャンマー	2 名
モンゴル	1 名
計	23 名

(注) ASEAN 事務局がオブザーバー参加

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→2月→（令和3年2月9日 開発途上国に対する独占禁止法及び競争政策に関する集団技術研修の実施について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/feb/210209.html>）をご覧ください。

第217回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について

公正取引委員会は、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、広く各界の有識者と意見交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、独占禁止懇話会を開催しています。

以下のとおり、第217回独占禁止懇話会を開催しました。会員から示された主な意見・質問の概要は別紙（注）のとおりです。

- 1 日時
令和3年2月3日(水曜)10時00分～12時00分
- 2 場所
オンライン方式による開催
- 3 議題
 - スタートアップの取引慣行に関する実態調査等について
 - コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査等について
 - フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン案について
- 4 議事概要
各議題について、事務総局から説明を行い、会員から、大要別紙（注）のとおり、意見・質問が出された。

（注）会員から出された意見・質問につきましては公取委HPにて御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→3月→（令和3年3月1日 独占禁止懇話会の議事概要の公表について

（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210301_kyokusou.html）をご覧ください。